

## 次期「北海道感染症予防計画」構成（案）イメージ

次期「北海道感染症予防計画」構成（案）	現行計画
第1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向	第1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向
第2 感染症の発生予防のための施策	第2 感染症の発生予防のための施策
第3 感染症のまん延防止のための施策	第3 感染症のまん延防止のための施策
第4 感染症及び病原体等に係る調査及び研究	第5 感染症及び病原体等に係る調査及び研究
第5 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上	第6 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上
第6 <u>感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</u>	第4 感染症に係る医療提供体制の確保
第7 <u>感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</u>	(新設) ※国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（令和5年5月26日告示。以下「基本指針」という。）に基づき新設
第8 <u>宿泊施設の確保に関する事項</u>	(新設) ※基本指針に基づき新設
第9 <u>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</u>	(新設) ※基本指針に基づき新設
第10 <u>感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項</u>	(新設) ※基本指針に基づき新設
第11 <u>法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項</u>	(新設) ※基本指針に基づき新設
第12 感染症に関する <u>啓発及び知識の普及並びに</u> <u>感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</u>	第8 感染症に関する知識の普及啓発及び感染症患者等の人権の尊重
第13 感染症に係る人材の養成	第7 感染症に係る人材の養成

次期「北海道感染症予防計画」構成（案）	現行計画
<p>第 <u>14</u> <u>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</u></p>	<p>(新設) ※基本指針に基づき新設</p>
<p>第 <u>15</u> 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保</p>	<p>第 9 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保</p>
<p>第 <u>16</u> 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策</p>	<p>第 10 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策（道と市町村及び患者等の人権の尊重に関する方策）</p>
<p>第 <u>17</u> <u>その他感染症の予防の推進に関する重要事項（薬剤耐性対策含む）</u></p>	<p>第 12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項</p>
<p>第 <u>18</u> <u>個別の感染症予防対策に関する事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エキノコックス症の予防の推進</li> <li>・ <u>ウイルス性肝炎対策の推進</u></li> <li>・ <u>結核予防対策の推進</u></li> <li>・ <u>インフルエンザ対策の推進</u></li> <li>・ <u>性感染症対策の推進</u></li> <li>・ <u>麻しん対策の推進</u></li> <li>・ <u>風しん対策の推進</u></li> <li>・ <u>後天性免疫不全症候群対策の推進</u></li> <li>・ <u>蚊媒介感染症対策の推進</u></li> </ul>	<p>(新設) ※一部現行計画記載あり</p> <p>第 11 エキノコックス症の予防の推進</p> <p>※法的位置づけや国による指針の作成等、予防・対処について、道民や医療機関等の理解を深める優先度が高い感染症について新設。</p>

【参考】設定する数値目標について（「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」（令和5年5月26日付け健感発0526第16号、医政地発0526第3号、医政産情企発0526第1号、健健発0526第1号合同通知より抜粋））

数値目標を設定する事項	数値目標
(1) 医療提供体制 (※)	① 病床数 ② 発熱外来機関数 ③ 自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数（病院・診療所数、薬局数、訪問看護事業所数） ④ 後方支援を行う医療機関数 ⑤ 他の医療機関に派遣可能な医療人材数（医師数、看護師数）
(2) 物資の確保 (※)	⑥ 個人防護具を十分に備蓄している協定締結医療機関の数
(3) 検査体制 (○) (※)	⑦ 検査の実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の数
(4) 宿泊療養体制 (※)	⑧ 宿泊施設の確保居室数
(5) 人材の養成及び資質の向上 (○)	⑨ 医療機関並びに保健所職員や都道府県等職員に対する年1回以上の研修及び訓練の回数
(6) 保健所の体制整備 (○)	⑩ 流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数、即応可能なIHEAT要因の確保数（IHEAT研修受講者数）

○：保健所設置市が数値目標を定める事項（宿泊療養体制は任意）

※：感染症法に基づく協定により担保する数値目標